

# ミサワホームホールディングス株式会社等に対する支援決定について

平成 16 年 12 月 28 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
ミサワホームホールディングス株式会社ほか 30 社（別紙 1）
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社ユーエフジェイ銀行
3. 事業再生計画の概要：別紙 2
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣の意見  
経済産業大臣：意見なし  
国土交通大臣：  
ミサワホームホールディングス(株)及び関連 30 社については、住宅産業の実態を考慮して特段問題が認められないことから、当該事業者に係る支援決定については異存がない。
6. 買取申込み等期間： 平成 16 年 12 月 28 日から  
平成 17 年 3 月 25 日まで（機構必着）
7. 一時停止要請  
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間が満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

## 8．一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9．支援決定についての機構の考え方

対象事業者グループは、長年の間培ってきたブランド力、木質系パネル工法に代表される技術・デザイン力、及びディーラー体制を活用した顧客に対する企画提案力等に裏打ちされた競争力により、昨今の厳しい事業環境下においても、大手3社の一角を占めています。

一方で、昭和60年代以降、事業多角化を目指してゴルフ場開発、不動産担保融資等の金融事業、大規模土地開発事業に進出した結果、多額の不良資産及び過剰債務を抱えております。平成5年以降、ゴルフ場開発事業・大規模土地開発事業の見直し・撤退、不動産を中心とする不良資産の早期処分等の各種リストラ策を推進してきましたが、地価下落等の外部環境の悪化、信用毀損に伴う収益力の低下などにより、自力での再建には限界がありました。

機構としては、金融支援により過剰債務の圧縮を図るとともに、速やかにスポンサーを招聘することで、信用補完と営業力の強化が実現出来るものと考えております。また、ゴルフ場開発事業等のノンコア事業からの早期撤退により不良資産の抜本的処理を行う一方、戸建住宅販売を軸としたコア事業に経営資源を集中し、商品・価格政策の見直しや、ディーラーに対する営業支援強化等の施策を講じることで更に収益力を高め、十分に事業の再生が可能であると判断しております。

### 【お問合せ先】

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03 - 6212 - 6437

(別紙1)

対象事業者 31 社

ミサワホームホールディングス株式会社  
ミサワホーム株式会社  
ミサワホーム北海道株式会社  
ミサワホーム北日本株式会社  
東北ミサワホーム株式会社  
株式会社ミサワホーム福島  
ミサワホーム信越株式会社  
ミサワホーム東関東株式会社  
ミサワホーム西関東株式会社  
株式会社ホームイング埼玉  
ミサワ・エム・ジー建設株式会社  
ミサワホーム東京株式会社  
株式会社ミサワホーム静岡  
ミサワホーム東海株式会社  
三重ミサワ建設株式会社  
ミサワホーム近畿株式会社  
淡路ミサワホーム株式会社  
ミサワホーム中国株式会社  
ミサワホームサンイン株式会社  
ミサワホーム九州株式会社  
株式会社ミサワテクノ  
富山住宅工業株式会社  
四国住宅工業株式会社  
株式会社マザアス  
テックビルド株式会社  
ミサワ不動産株式会社  
株式会社ヒルズガーデン札幌  
株式会社国際高等研究所  
九州ランド開発株式会社  
瀬戸内リゾート株式会社  
ミサワファイナンス株式会社